

# 食品トレーサビリティーの取組事例紹介に関する要領

北海道農政部食の安全推進局食品政策課  
平成22年3月16日制定  
平成26年9月26日一部改正

## 第1条(目的)

食品の安全・安心を確保する上で、生産から食卓までの各段階の過程を明らかにするとともに、食品に関する不測の事態発生時の原因究明や正確で速やかな製品の撤去・回収による被害の拡大防止などに有効なトレーサビリティーの導入・普及が重要となっている。

このため、食品トレーサビリティーに取り組む生産、製造・加工、流通・販売事業者(以下、「事業者」という。)を道のホームページで紹介することにより、消費者のトレーサビリティーに対する理解の促進及び事業者の取組拡大の推進を図る。

## 第2条(掲載対象事業者)

食品のトレーサビリティーの取組内容をホームページで消費者に紹介している事業者とする。

## 第3条(掲載内容)

道のホームページに事業者名及び取組内容の概要を掲載し、事業者のトレーサビリティーに関するホームページにリンクするものとする。

なお、リンク先は事業者の食品トレーサビリティーの情報を掲載しているページとする。

## 第4条(情報掲載の手続)

- 1 道が事例を紹介しようとする場合は、当該事業者はその旨を連絡し、承諾を得るものとする。
- 2 事業者が掲載を希望する場合は、様式1によりメール又はFAX等で申込みをするものとする。
  - (1) 申込先  
北海道農政部食の安全推進局食品政策課連携推進グループ  
電子メール：shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp  
FAX：011-232-7334
  - (2) 申込み記載事項
    - ① 事業者名
    - ② リンク先のホームページアドレス(トレーサビリティーに関するページ)
    - ③ 住所
    - ④ 担当者名
    - ⑤ 電話番号
    - ⑥ メールアドレス
    - ⑦ 食品トレーサビリティーの取組内容の概要

## 第5条(審査)

道は、第4条の2に基づき申込みのあった事業者のホームページを次の観点で審査し、掲載の可否を決定する。

なお、掲載しない場合は、その旨を申込事業者に通知するものとする。

- 1 トレーサビリティーの取組内容を消費者等へ分かりやすく伝えているか。
- 2 リンク先等のホームページに公序良俗に反するウェブサイトを有していないか。

## トレーサビリティ情報掲載の申込み

平成 年 月 日

「食品トレーサビリティの取組事例紹介に関する要領」の第4条の2に基づき、次のとおり申込みます。

### 記

1 事業者名

-----

2 リンク先のホームページアドレス（トレーサビリティに関するページ）

-----

3 住所

-----

4 担当者名

-----

5 電話番号

-----

6 メールアドレス

-----

7 食品トレーサビリティの取組内容の概要（簡潔に記載してください。）

#### 申込先

電子メール：shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp

#### 問合せ先

北海道農政部食の安全推進局食品政策課 連携推進グループ

電話：011-231-4111 内線27-695

（直通）：011-204-5430

ファックス：011-232-7334